改正後(新)	改正前(旧)
建設業許可の手引き	建設業許可の手引き
令和 2 年 2 月 宮 城 県 土 木 部	令和元年5月 宮 城 県 土 木 部

## 改正後 (新)

# 改正前(旧)

#### ≪宮城県収入証紙の販売について≫

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html (会計課ホームページ)) で購入してください。

## (2) 国土交通大臣許可の申請手続

●東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を 確認の ト、申請してください

※本手引きは、主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出 書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

#### 《管轄行政庁》

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話: 022-225-2171 (代表) (内線 6145) ホームページ アト レス: http://www.thr.mlit.go.ip/

●宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、以下の受付窓口に申請を提出してください(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします)。

#### ≪申請窓□≫

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 宮城県庁(行政庁舎)8階南側 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

電話: 022-211-3116 (直通)

※令和2年4月1日からは、国土交通省東北地方整備局建政部建設産業課建設業係

(〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階)が申請窓口となります。

#### ※申請受付時間:午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで

●提出部数

正本1通 (押印したもの) 綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。 副本1通 (正本のコピーで可) 会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等									
国土交	○新規,許可換え新規,般・特新規	登録免許税15万円(仙台北税務署宛に銀行,郵便局等									
通大臣		を通じて納入し、納付書を正本に貼付)									
許 可	○業種追加又は更新 申請手数料5万円(収入印紙を正本に貼付)										
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。										

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せ て提出してください。

#### ≪宮城県収入証紙の販売について≫

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html (会計課ホームページ)) で購入してください。

## (2) 国土交通大臣許可の申請手続

●東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を 確認の ト、申請してください

※本手引きは、主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出 書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

#### 《管轄行政庁》

国十交通省東北地方整備局 建政部計画·建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話: 022-225-2171 (代表) (内線 6145)

ホームペーシ アト レス: http://www.thr.mlit.go.jp/

●宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、以下の受付窓口に申請を提出してください(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします)。

#### ≪申請窓口≫

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 宮城県庁(行政庁舎)8階南側 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話:022-211-3116(直通)

### ※申請受付時間:午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで

●提出部数

正本1通 (押印したもの) 綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。 副本1通 (正本のコピーで可) 会社控え分となります。

申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等										
国土交	○新規, 許可換え新規, 般・特新規 登録免許税15万円(仙台北税務署宛に銀行, 郵便局											
通大臣	を通じて納入し、納付書を正本に貼付)											
許 可	○業種追加又は更新 申請手数料 5 万円(収入印紙を正本に貼付)											
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。											

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

### 〇プレストレストコンクリート構造物工事に該当する請負代金の額として記載できる額について

- ①入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である場合 請負代金の全額を計上することができる。
- ②入札公告の際の参加資格業種が「土木一式工事」である場合

参加資格業種が「土木一式工事」であり、その中に「プレストレストコンクリート構造物工事」を含む場合は、当該契約の工事費内訳書等により下記に掲げる工事の工種(注1)について、請負代金の額を計上の対象とする。

- (注1) 橋梁、函渠等、プレストレストコンクリート構造物工事に掛かる以下の費用を対象とする。
  - •材料費,制作費,施工費
  - 附属施設等
  - 舗装工
  - ・作業土工
  - 仮設工
  - 諸経費相当額 等
- (注2) プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金について、経営事項審査を受ける場合で、 直前2年又は直前3年の平均が1億円を超える場合は、入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である工事については、入札公告等、参加資業種が分かる資料及び契約書の写し(最終の請負代金がわかるもの)、参加資格業種が「土木一式工事」である工事については、工事費内訳書等、プレストレストコンクリート構造物工事が明確に判別できる資料(最終の工事費内訳がわかるもの)を、各一部提出すること。

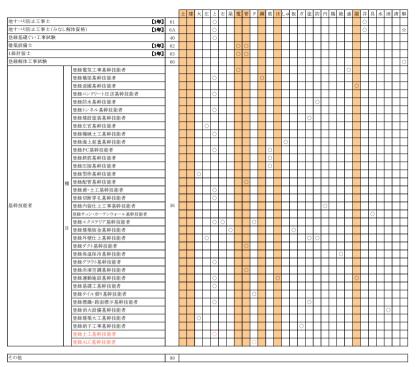
尚,資料の提出は、経営事項審査で2年平均を選択する場合、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が2億円に達するまで、3年平均を選択する場合には、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が3億円に達するまでで可とする。(※既に提出した資料については省略可能)

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

# 改正後(新)

# 改正前(旧)



- ●/■/★・・・特定(法第15条第2号イ)の資格を有するもの ○/□/☆・・・一般(法第7条第2号ハ)の資格を有するもの (注)特定の資格を有するものは一般の資格も有する。
- □■・・・平成28年度以降に合格した者、又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者。
- (技術士法に基づく資格にあっては、資格取得日に関わらず解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)
- ☆★(みなし解体資格)・・・平成27年度以前に合格した者(平成33年3月31日まで有効)
- 網掛けしてある業種は、指定建設業種なので、特定建設業の許可の場合、実務経験等ではなく専任技術者は●/■/★の資格を有しているものでなければならない。
- 【注:1】 レパ・レパド (2級)・合格後3年間の宝務経験が、解体工事業に関するものであればコード「57」、とび・十工工事業に関するもの(ただし、平成28年5月31日主での経験に限る)であればコード「58」となる。
- 「住土」 COTC はこの状で、自然のチョリンスのは変が、所は上来来に関すらない。のにはユーア・コリス・ピーユエエチ来に関するかいしてし、十元ながらカコロス・Vの延伸に成らし、のにはユーア・コリスとの、ことを変更を必要を表します。
  「住土」 保管・職業開業法施管介金・財産では下する数全(契約を収集を分割が多り、以下で返工を含したいます。) による変正後の配管としてもらいこの、注、選択科目を「建築化管作業」とするものにあっては、選択科目を「独立性」となるのに関われます。
  「住土」 鉄二、採作の中で正安かによる改正後の鉄正とするものにあっては、選択科目を「製作性業」となり、は「機会物族工作業」とするものに関われます。
- は41 鉄筋能工・改工政会による改工を必然によりからかっては、選択科目を「鉄筋能工・改工政会によるひにからからなる。 は41 鉄筋能工・改工政会による改工後の鉄筋能工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋能工・図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 【注5】板金・板金工:屋模工事業の有資格者として認められるのは、改正政令による改正接の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- 【注6】 木工: 改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

#### 主な国家資格等についての問合せ先

資格名称	実施機関(間合せ先)
RHHY	(一社)日本雄設機械施工協会
建設機械施工技士	〒105-0001 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内
76.04.04.77.65.45.4	世話 03-3433-1575 URL http://www.icmanet.or.ip/icma/
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター
管工事施工管理技士	〒187-8540 東京都小平市真平町2-1-2
造開施工管理技士	電話 042-300-6860(土木試験課) URL http://www.jctc.jp/
	電話 042-300-6855(管工事試験課)
	電話 042-300-6866(造團試験課)
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金
電気工事施工管理技士	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館内
	電話 03-5473-1581 URL http://www.fcip-shiken.jp/
	(公社)日本技術士会 技術士試験センター
技術 士	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8F
	電話 03-3459-1333 URL http://www.engineer.or.jp/
	宮城県職業能力開発協会
技 能 士	〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16-1
	電話 022-271-9260
	(一財)全国建設研修センター
	〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
	電話 042-300-6860(土木試験課) URL http://www.jctc.jp/
<b>登録解体工事講習</b>	電話 042-300-6855(管工事試験課)
至欧州作工中語台	電話 042-300-6866(造團試験課)
	(公財)全国解体工事業団体連合会
	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3
	電話 03-3555-2196

地すべり防止工事士		[1年]	61		Т	Т	ol	Т					1	Т	Т	Т	П		П	Т	Т	٦		οГ	$\top$	Т	Т	П
地すべり防止工事士(みなし	解	体資格) [1年]	6.A	П	$\neg$		0	T				7	1		$^{+}$	т	П		$\top$	7	$^{+}$	1	(	0	$^{+}$	$^{+}$	$\top$	☆
登録基礎ぐい工事試験			40		$\neg$	$\top$	0	$^{\dagger}$			_		1		$^{+}$	Т	П		$\top$	T	$^{+}$	7		+	$^{+}$	$^{+}$	$\top$	П
建築設備士		[1年]	62		┪	T	$\top$	T	0	0	1		1		$\top$	T	П		$\top$	1	$\top$	T		$^{+}$	$^{+}$	$^{+}$	$\top$	П
1級計装士		[1年]	63		$\neg$	$\neg$		T	0	0						Т	П			T	$\top$			$\top$	$\top$	Τ	$\top$	П
登録解体工事試験			60																	1	$\top$			$\top$	T	Т	$\top$	0
		登録電気工事基幹技能者									1		1				П			T		0		T	T	T	T	П
		登録檔梁基幹技能者			П		0								Т		П		П	T	T	П		Т	Т	Т	Т	П
		登録造闡基幹技能者																		Ι	$\Box$			I	I	Τ	Т	
		登録コンクリート圧送基幹技能者					0													Ι	$\Box$			I	I	Τ	Т	
		登録防水基幹技能者																0			$\Box$			I	I	Τ		
		登録トンネル基幹技能者					0														$\Box$			I	I	Τ		
		登録建設塗装基幹技能者															0				$\Box$			I		Τ		
		登録左官基幹技能者				0	Т	Т							Т		П			Т	Т	П		Т	Т	Т	Т	П
		登録機械土工基幹技能者					0	Т							Т		П			Т	Т	П		Т	Т	Т	Т	П
		登録海上起重基幹技能者																		Ι	I			I	I	Τ	Т	
		登録PC基幹技能者					0					_	0							Ι	I			I	I	Τ	Т	
		登録鉄筋基幹技能者											0							Ι	$\Box$			I	I	Τ		
		登録圧接基幹技能者											0								$\Box$			I	I	Τ		
	種 登録型枠基幹技能者 登録配管基幹技能者	登録型枠基幹技能者			0																$\Box$			I	I	Τ		
																				$\Box$			I	I	Τ			
		登録鳶·土工基幹技能者					0														П			П		Т		П
基幹技能者		登録切断穿孔基幹技能者	36				0													Ι	I			I	I	Τ	Т	
		登録内装仕上工事基幹技能者																	0	Ι	I			I	I	Т	Т	
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																		Ι	$\Box$				0	Τ	Т	
	目	登録エクステリア基幹技能者					0 0				0									Ι	$\Box$			I	I	Τ		
		登録建築板金基幹技能者						0							0						$\Box$			I	I	Τ		
		登録外壁仕上基幹技能者				0											0	0			$\Box$			I	I	Τ		
		登録ダクト基幹技能者																			$\perp$			I	I			
		登録保温保冷基幹技能者						Т												Т	0			T	T	Т	П	
		登録グラウト基幹技能者					0														$\perp$			$\perp$	l			
		登録冷凍空調基幹技能者																		Т	I	П		I	Τ	Т	Т	
		登録運動施設基幹技能者					0													Ι	$\Box$			I	Ι	Τ	Т	
		登録基礎工基幹技能者					0														$\Box$			I	I	Τ	Τ	
		登録タイル張り基幹技能者									0										$\Box$			I	I	Τ	Τ	
		登録標識·路面標示基幹技能者					0										0				$\Box$			I	I	Τ	Τ	
		登録消火設備基幹技能者				Ι		Γ							Τ					Ι				I	$\perp$	0	)	
		登録建築大工基幹技能者			0										Τ					Ι				$\perp$		Τ	Γ	
		登録硝子工事基幹技能者														0				Ι				I	$\perp$	Τ	Τ	
		·																										

- ●/■/★・・・特定(法第15条第2号イ)の資格を有するもの ○/□/☆・・・一般(法第7条第2号ハ)の資格を有するもの (注)特定の資格を有するものは一般の資格も有する。
- □■・・・平成28年度以降に合格した者、又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者。

(技術士法に基づく資格にあっては、資格取得日に関わらず解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)

☆★(みなし解体資格)・・・平成27年度以前に合格した者(平成33年3月31日まで有効)

網掛けしてある業種は、指定建設業種なので、特定建設業の許可の場合、実務経験等ではなく専任技術者は●/■/★の資格を有しているものでなければならない。

- 【注1】とび・とびエ(2級):合格後3年間の実務経験が、解体工事業に関するものであればコード「57」、とび・土工工事業に関するもの(ただし、平成28年5月31日までの経験に限る)であればコード「5B」となる。
- 12.11 記述 記憶・通過の一部企改正する政党(昭和3年度分割の3.5)、以下改正政令)といいます。」による定義の配置するものにあっては、選択科目を「建築医療性別してものに限われます。 [13.3] 東工、昭和60平改正政会による改正者の政策上さするものにあっては、選択科目を「製血作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限われます。 (14.3) 東江、昭和60平改正政会による成立接の映画正立するものにあっては、選択科目を「製血作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限われます。

99

- 【注5】板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、遵択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。 板金丁事業の有資格者となる場合には"の様な選択科目の限定はありません。
- 【注6】 木工:改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

### 主な国家資格等についての問合せ先

資格名称	実施機関(間合せ先)
× m. H. L.	(一社)日本建設機械施工協会
建設機械施工技士	〒105-0001 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内
ALL RECOGNIZATION OF THE PROPERTY OF THE PROPE	電話 03-3433-1575 URL http://www.icmanet.or.ip/icma/
十木施工管理技士	(一財) 全国雑設研修センター
管工事施工管理技士	〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
造園施工管理技士	電話 042-300-6860(土木試験課) URL http://www.jctc.jp/
	電話 042-300-6855(管工事試験課)
	電話 042-300-6866(造闡試験課)
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金
電気工事施工管理技士	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館内
	電話 03-5473-1581 URL http://www.fcip-shiken.jp/
	(公社)日本技術士会 技術士試験センター
技 術 士	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8F
	電話 03-3459-1333 URL http://www.engineer.or.jp/
	宮城県職業能力開発協会
技能 士	〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16-1
	電話 022-271-9260
	(一財)全国建設研修センター
	〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
	電話 042-300-6860(土木試験課) URL http://www.jctc.jp/
谷級解体工事識習	電話 042-300-6855(管工事試験課)
近60月1十二十四日	電話 042-300-6866(造園試験課)
	(公財)全国解体工事業団体連合会
	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3
	電話 03-3555-2196